

就学指定校の 変更申請について

南島原市立小・中学校では、住所地で通学する学校が定められていますが、特別な事情などにより指定校以外の学校へ通学を希望される場合は、次の条件(①)をすべて満たし、かつ、次の申請事由(②)に該当する場合に就学指定校の変更申請が認められます。

■(①)条件

1. 保護者が通学経路、通学方法を明確にした上で、通学途上の安全について責任を持つことを承諾すること。
2. 適正な申請で、教育委員会が必要と認めた書類などが添付されていること。

■(②)条件

1. 転居したことにより、校区が変わった場合
2. 校区外に居住しているが、1年以内に申請の校区に住所を定めることが確実な場合
3. 校区外に転居するが、1年以内に現在の校区に住所を定めることが確実な場合
4. 特別支援学級が設置してある学校へ通学することが望ましい場合
5. 病気治療または心身上の理由などにより、教育上の配慮が必要な場合
6. 児童が帰宅したときに、保護者が勤務などで不在である場合
7. その他、教育的な配慮を特に必要とする場合

様式は下記の種類があります

1. 通学区域変更承認願
市内の指定校以外の学校を希望するとき
2. 区域外就学願
①転出予定の児童生徒が学期末・学年末までの就学を希望するとき
②市外の児童生徒が南島原市内の学校を希望するとき
3. 所管外入学届
市外の私立・県立学校に入学が決定し市内の指定された学校に入学しないとき

■申請方法

上記の書類に必要事項を記入し、教育委員会学校教育課および各地域事務所に提出してください。

お問い合わせ // 教育委員会 学校教育課 TEL 050-3381-5081 または教育委員会各地域事務所

児童・生徒の 就学援助について

市では、経済的理由によって就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対して、就学援助を行っています。(準要保護児童生徒就学援助制度)

準要保護児童生徒就学援助制度とは

生活保護法の被保護世帯に準ずる程度に困窮している世帯に対して、市が援助する制度です。

■援助の内容

準要保護世帯の小・中学生を対象に、次の援助をします。

1. 学用品費など
学用品費、通学用品費、通学費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費
2. 医療費
結膜炎、中耳炎、虫歯など学校で治療の指示を受けた疾病の治療に要する費用
3. 学校給食費

■手続き方法

援助を受けるためには、準要保護世帯の認定が必要です。

就学援助申請書は、各小・中学校、教育委員会学校教育課および各地域事務所にあります。

申請書に必要事項を記入し、就学している学校に提出してください。

※様式などについては、南島原市ホームページ「暮らしの情報→教育→市立小・中学校」でもダウンロードできます。



中学1年生、高校3年生も予防接種 を受けましょう 麻しん・風しんの予防接種(3期・4期)

市では本年4月から5年間の期限付きで、麻しんと風しんの定期予防接種を現在の第1期(1歳児)、第2期(小学校入学前)に加え、第3期(中学1年生)、第4期(高校3年生相当世代)の追加接種を実施します。

対象者へは予防接種予診票等、必要書類を送付しますので、医療機関で必ず接種を受けましょう。

なお、予防接種は市が委託した医療機関で個別にできます。

■実施場所 県内協力医療機関

■実施回数 1回

■料金 無料

■持参するもの

予診票、予防接種済証(市が送付します。)

※送付された予診票は、南島原市内の医療機関でのみ使用できます。市外で接種される場合は、医療機関に備え付けの予診票をご利用ください。

お問い合わせ

福祉保健部 福祉保健課

TEL 050-3381-5050

要保護児童対策地域協議会を 設置しました

虐待を受けている子どもをはじめとする保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でないと思われる児童を早期発見し、適切な保護を図るため、市では児童福祉法に基づく「南島原市要保護児童対策地域協議会」を1月23日に設置し、各関係機関による初会合をありえコレジヨホールで開きました。

構成する関係機関は警察、児童相談所、保健所、保育団体、教育関係、社会福祉関係、市の児童福祉、保健担当課からなり、要保護児童等に対する問題の解決のために連携強化、情報交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行います。

お問い合わせ

福祉保健部 地域福祉課

TEL 050-3381-5051

平成20年度 南島原市奨学生を募集します

南島原市奨学資金貸付制度は、市内に住所を有する人の子弟で、学修意欲に富み、優れた資質を持ちながら経済的理由により就学が困難な学生に学資を貸与し、将来、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的としています。

■募集期間 4月7日(月)～5月23日(金)

■貸付を受ける人の条件

- ①経済的理由により、就学が困難であること。
- ②人物、学業とも奨学生としてふさわしいこと。
- ③貸付金の償還能力を有し、本市内に居住する保証人が存在すること。

■奨学金の貸与月と額(月額)

- 高等学校(国立海上技術学校を含む) 15,000円以内
- 大学(短大を含む) 30,000円以内
- 高等専門学校 30,000円以内
- 専修学校(2年以上の専門課程に限る) 30,000円以内

※奨学金は、毎月、本人に貸与します。ただし、今年採用者の初回貸与は7月末の予定です。また、貸与する奨学金に利子は付きません。

■奨学金の償還方法

当該学校卒業後から6カ月間据え置き、①月賦、②半年賦、③年賦のいずれかを希望により選択していただきます。償還期間は、高校のみの貸付者は5年以内、その他の場合は8年以内、退学およびその他の理由により貸付を廃止された場合は3年以内に償還していただきます。

■出願の方法および留意点

申請に必要な書類は、教育委員会各地域事務所に備えてあります。借入希望者は在学証明書(入学した学校のもの)および成績証明書(直前に卒業した学校、大学2年生以上は在学大学のもの)が必要です。

■他との併願

他公私団体の奨学金制度との併願はできませんが、併給はできませんのでご留意願います。他公私団体との重複決定の場合は、本人の意向を確認します。

お問い合わせ

教育委員会 教育総務課

TEL 050-3381-5080